

混雑緩和希望者提起による 系統増強プロセスの各種申込み

1. 混雑緩和プロセスの概要

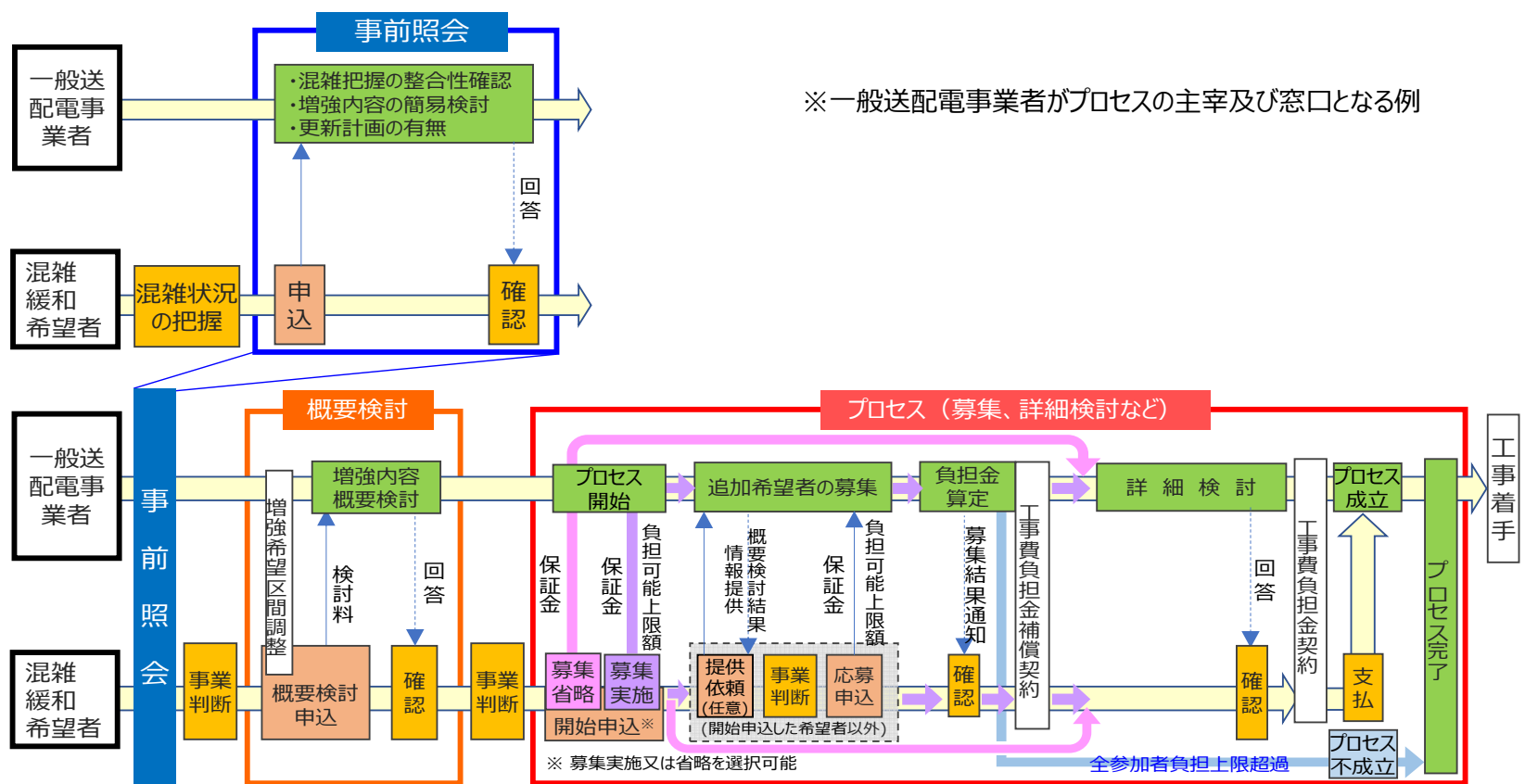
混雑緩和プロセスとは、一般送配電事業者および配電事業者の費用便益評価を基に増強実施の判断がなされなかったローカル系統に対して、混雑緩和希望者の提起により系統増強を行うプロセスであり、増強対象区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることを基本としております。

なお、系統連系希望者が発電設備等を送電系統に連系等するにあたり実施される電源接続案件一括検討プロセスと、混雑緩和プロセスは異なる位置づけのプロセスとなります。

2. 混雑緩和プロセスのフロー

混雑緩和プロセスに係る各種申込みがあった場合、電力広域的運営推進機関策定の「業務規程第96条の2の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に基づき、以下フローのとおり実施いたします。

なお、当社の系統混雑状況は「[こちら](#)」となります。



3. 事前照会申込み

a. 事前照会申込み条件

○混雑緩和希望者は、混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、概要検討の申込み在先立ち、事前照会の申込みをおこなう必要があります。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、申込みをおこなうことはできません。

- ① 未連系の電源であって連系承諾の通知を受けていない場合
- ② 基幹系統又は低圧の配電系統に接続している場合
- ③ 混雑緩和プロセス適用可能系統又は当該系統の下位系統に接続していない場合
- ④ ノンファーム型接続の契約を有していない場合^{※1}

※1 ただし、基幹系統に対してはノンファーム電源として取扱い、ローカル系統に対してはファーム電源と同様の取扱いとなる電源については、ノンファーム型接続の契約を有している場合でも④に該当するものとし、申込みをおこなうことはできません。

b. 事前照会申込みに関する書類の提出

(a) 提出書類

- 事前照会申込書 (1部) 

(b) 提出先

- 東北電力ネットワーク株式会社 ネットワークサービスセンター 系統連系1グループ

住所：〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

(土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～31日、1月2日～3日は除く)

メールアドレス：s.keitourenkei02.cw@tohoku-epco.co.jp

TEL：0570-783-501

(c) 提出方法

- 上記提出先にメールにて提出ください。

4. 概要検討申込み


a. 概要検討申込み条件

○混雑緩和希望者は、連系先の混雑緩和プロセス適用可能系統において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、混雑緩和プロセスの開始に先立ち、概要検討の申込みをおこなう必要があります。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、申込みをおこなうことはできません。

- ① 事前照会の回答において、概要検討への申込みが可能である旨の回答を受領していない場合
- ② 事前照会の回答日から2か月を超過した場合

b. 概要検討申込みに関する書類の提出

(a) 提出書類

- 概要検討申込書 
- 事前照会回答書 (写)

(b) 提出先

- 上記事前照会申込みと同様

(c) 提出方法

- 上記事前照会申込みと同様

c. 検討料の支払い及びその扱い

○検討料の支払い

(a) 当社は、混雑緩和希望者から概要申込みに必要な提出書類を受領した場合は、当該混雑緩和希望者に対し、検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付いたします。

(b) 検討料の額は接続検討に関わる検討料と同額といたします。

(c) 検討料の支払いに必要となる書類を受領した混雑緩和希望者は、速やかに開始検討料を支払い、その後、当社に対し、その旨を通知する必要があります。

○検討料の扱い

(a) 検討料は混雑緩和プロセスにおける検討料に充当いたします。当社は、検討料が入金されていること

を確認したときは、混雑緩和希望者に対し、その旨を通知いたします。

(b) 当社は、混雑緩和が開始されない場合その他の正当な理由がある場合は、検討料を支払った混雑緩和希望者に対し、検討料を返還いたします。

5. 混雑緩和プロセス開始申込み



a. 混雑緩和プロセス開始申込み条件

○連系先の混雑緩和プロセス適用可能系統において混雑緩和を目的に系統増強を希望する場合は、混雑緩和プロセスの開始申込みをおこなう必要があります。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、申込みをおこなうことはできません。

- ① 概要検討の回答を受領していない場合
- ② 概要検討の回答日から1か月を経過した場合

b. 混雑緩和プロセスの開始申込みに関する書類の提出

(a) 提出書類

- ・混雑緩和プロセス開始申込書（追加混雑緩和希望者の募集手続きの省略の要否に関する申告を含む。）
- ・概要検討回答書（写）
- ・負担可能上限額申告書 

(b) 提出先

- ・上記事前照会申込みと同様

(c) 提出方法

- ・上記事前照会申込みと同様

c. 保証金の支払い及びその扱い

○保証金の支払い

(a) 当社は混雑緩和希望者から開始申込みに必要な提出書類を受領した場合は、当該混雑緩和希望者に対し、保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付いたします。

(b) 保証金の額は以下のとおりとなります。

募集を実施する場合（募集により複数事業者を想定する場合）

- ・保証金＝負担可能上限額（消費税等相当額含む）×5%

募集を省略する場合（単一事業者を想定する場合）

- ・保証金＝概要検討回答の工事費負担金概算（消費税等相当額含む）×5%

(c) 保証金の支払いに必要となる書類を受領した混雑緩和希望者は、速やかに支払い、その後、当社に対し、その旨を通知する必要があります。

○保証金の扱い

(a) 当社は、混雑緩和事業者が工事費負担金契約を締結し、工事費負担金を支払った場合は、当該混雑緩和希望者が支払った保証金を当該混雑緩和希望者が負担する工事費負担金に充当いたします。

(b) 当社は、混雑緩和プロセスの開始後、混雑緩和希望者が辞退した又は辞退扱いとなった場合は、当該混雑緩和希望者が支払った保証金を没収いたします。

(c) ただし、当社は、混雑緩和希望者が工事費負担金契約を締結する前に、次に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がある場合、当該混雑緩和希望者が支払った保証金を返還いたします。この場合、当社は、当該混雑緩和希望者に対し、その旨を通知いたします。

- ① 工事費負担金の額が、追加混雑緩和希望者が申告した負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
- ② 詳細検討における所要工期が、概要検討における所要工期よりも長期化したことを理由に、詳細検討結果の事前の提示を受けた日から起算して20営業日以内に追加混雑緩和希望者が辞退する場合※2
- ③ 混雑緩和プロセスが中止された場合

※2 混雑緩和希望者等の都合により工事完了時期を延伸する場合は含まれない。

6. 標準スケジュール










混雑緩和プロセスに係る標準スケジュールは以下のとおりとなります。

事前照会申込み受付から2か月以内	・事前照会
事前照会回答から2か月以内	・事業性判断 ・概要検討申込み・(必要に応じて) 増強希望区間調整
概要検討申込み受付から3か月以内	・概要検討
概要検討回答から1か月以内	・事業性判断 ・混雑緩和プロセス開始申込み
プロセス開始申込み受付後速やかに	・混雑緩和プロセスの開始公表
募集開始公表から2か月程度	・追加希望者の募集・応募の受付
応募申込受付から1か月程度	・募集結果の通知
募集結果通知から1か月以内	・工事費負担金補償契約の締結
工事費負担金補償契約締結後6か月程度	・詳細検討(契約申込みに対する検討)
詳細検討回答から1か月以内	・工事費負担金契約の締結
契約締結から1か月程度	・工事費負担金入金 ・混雑緩和プロセスの完了

※ スケジュールについては、辞退者等により変更となる場合があります。

7. 各種様式類

事前照会	事前照会申込書  【様式 1-1】			
	事前照会回答書  【様式 1-2】	事前照会回答書 【記載例】  【様式 1-3】		
概要検討	概要検討申込書  【様式 2-1】			
	概要検討に対する回答書 【表紙】  【様式 2-2】	概要検討に対する回答書の注意事項説明書  【様式 2-3】	概要検討回答書 【別添】  【様式 2-4】	概要検討回答書 【記載例】  【様式 2-5】

	工事費負担金補償契約書  【様式 2-6】			
プロセス 開始・ 募集に 関する 書類	混雑緩和プロセス開始申 込書  【様式 3-1】	応募申込書  【様式 3-2】	負担可能上限額申 告書  【様式 3-3】	
	募集結果の通知について 【表紙】  【様式 3-4】	募集結果の通知につい ての注意事項説明書  【様式 3-5】	追加混雑緩和希望 者の募集に伴う検 討結果について 【別添】  【様式 3-6】	追加混雑緩和希望者 の募集に伴う検討結 果について 【記載例】  【様式 3-7】
	混雑緩和プロセスの工事 費負担金契約書に記載 すべき事項  【様式 3-8】			